

「福岡市PR用動画制作及びプロモーション業務委託」に係る提案競技への質問と回答

2026.4.27回答

No.	ご質問	回答
1	元請事業者が業務の一部を再委託することは可能か。可能な場合、再委託の範囲や事前申請の要否について教えてほしい。	業務の一部を再委託することは可能ですが、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任または請け負わせることはできません。 また、再委託を行う際は、事前に発注者の承諾を得る必要がございます。
2	基本仕様書「5委託内容(4)」に記載のある「市が別途制作するアートをテーマにした対談動画(計1本)」について、受注者へのデータ提供のタイミングはいつか。	契約締結後、速やかに提供予定です。
3	制作した動画を福岡市公式YouTubeチャンネル「福岡チャンネル」へアップロードする作業は、発注者・受注者のいずれが行うことを想定しているか。	福岡市公式YouTubeチャンネルへのアップロード作業は発注者において行うことを想定しております。
4	基本仕様書「5(4)」に「市の情報発信ツールとして、Instagram、Facebookを利用可能」とあるが、運用にあたっての受注者への投稿権限付与方法や、投稿内容の承認フロー等、運用体制の想定があれば教えてほしい。	福岡市の公式SNSアカウント(Instagram、Facebook)において投稿を行う場合、投稿作業は発注者にて行うことを想定しております。 受注者においては、投稿用の二次コンテンツや投稿文を制作していただくとともに、必要に応じて投稿日時等を発注者へご提案いただきますようお願いいたします。 なお、福岡市の公式SNSアカウントを用いる場合、同一テーマに関する投稿は原則として1回を想定しており、複数回の投稿については対応できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
5	X・TikTok・LINE・Threads等のSNSについて、広告掲出以外の通常の投稿運用を目的として、受注者側でアカウントを作成・運用し拡散施策を展開することも可能か。	通常の投稿運用を目的として、受注者においてSNSアカウントを新たに作成することも可能です。 ただし、履行期間終了後に当該アカウントが適切に管理されない状態とならないよう、事前に発注者と協議の上、閉鎖や発注者への引継ぎ等、適切な措置を講じていただきます。
6	対談テーマ(全3案)の立案にあたり、市として特に発信を強化したい重点施策や分野があれば教えてほしい。	対談テーマについては、特定の分野に限定せず、対談相手の専門性や発信力を踏まえ、市の施策や魅力が伝わる内容を自由にご提案いただきたいと思います。 なお、市の主要施策については、以下に掲載しておりますので、ご参考ください。 <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/shisei/sesakugaiyou.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/shisei/sesakugaiyou.html</a>
7	過去に市が制作・公開したPR動画等について、視聴実績や分析データ(チャンネル内視聴回数、視聴者属性、離脱ポイント等)を、受注候補者が参考情報として受領できる機会はあるか。	契約締結前に各受注候補者への情報提供はできかねますので、あらかじめご了承ください。 なお、福岡市公式YouTubeチャンネルの視聴実績(視聴回数)につきましては、必要に応じて各事業者様にてご確認をお願いします。

「福岡市PR用動画制作及びプロモーション業務委託」に係る提案競技への質問と回答

2026.4.27回答

No.	ご質問	回答
8	<p>出演者について、企画の段階ではおおよそでの選定となり、企画内容やテーマが変更になった場合、人物選定や予算的なものが厳しいものになる可能性もあると思われる。 企画段階で対談に選定している著名人が変更になる可能性はどの程度か。</p>	<p>提案内容により対応が異なることが想定されるため、現時点において一律の回答をお示しすることは困難です。 詳細につきましては、採択された提案内容を踏まえ、受注者と協議の上、決定いたします。 なお、出演者の選定等に当たっては、ご提案いただいた予算規模や実現可能性を踏まえ、受注者と協議の上、必要な調整を行う想定です。</p>
9	<p>採択後に企画変更や出演者の変更を求められた場合、各分野で活躍する著名人やインフルエンサー等、発注者側の出演者の紹介や協力は得られるのか。</p>	<p>出演者のキャスティングに関する一切の業務については、原則として受注者において実施していただくことを想定しております。 なお、発注者においても可能な範囲で協力いたしますが、その具体的な内容や範囲については現時点ではお示しできませんので、あらかじめご了承ください。</p>
10	<p>対談・撮影場所の指定はあるか。ロケーション自体の提案も可能か。</p>	<p>場所の指定はございませんので、ロケーション自体をご提案いただくことも可能です。 なお、受注者から特段の指定や希望がない場合は、撮影場所の手配は発注者において行い、その場合の撮影場所は市役所や市所管の施設を想定しております。</p>
11	<p>SNS広告掲出の場合はアカウントを別途作成とあるが、投稿アカウント自体も新規で立ち上げるという理解で間違いはないか。 また、その場合は、広告素材用の投稿は市のSNSアカウントにも投稿すること自体は可能か。 YouTube広告についても同様か。</p>	<p>通常の投稿運用を目的とする場合、福岡市の公式SNSアカウント（Instagram、Facebook）を用いることも可能です。 ただし、福岡市の公式アカウントを用いる場合、同一テーマに関する投稿は原則として1回を想定しており、複数回の投稿については対応できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。</p>
12	<p>対談のテキストデータの納品形式に指定はあるか。</p>	<p>納品形式は受注者と協議の上、決定いたします。</p>
13	<p>これまでに、重要施策について市長と著名人等との対談（動画以外を含む）を実施された実績はあるか。 実績がある場合、どのような対談だったのか。</p>	<p>広報戦略課においては実績はございません。</p>
14	<p>動画の使用期限は、履行期間の令和9年3月31日までという認識で間違いはないか。</p>	<p>基本仕様書（企画提案時）の「8 その他（2）」に記載のとおり、本委託により制作・納品された成果物に係る著作権は発注者に帰属するものとしています。 そのため、必要に応じて令和9年4月1日以降も当該動画を使用する場合があります。 なお、令和9年4月1日以降の使用にあたり、別途使用料が生じる可能性がある場合には、その旨を提案書に明記していただきますようお願いいたします。</p>